

事務事業の概要	検出事項	監査の結果												
<p>1 貸付金制度</p> <p>(1) 平成7年1月に発生した阪神淡路大震災で被災した世帯の生活の安定を図るため、国の通知に基づき、生活福祉資金貸付制度の特例貸付として実施している。</p> <p>(2) 貸付原資は、国の補助要綱に基づき、国が一部府に補助し（補助率は平成6年度が2/3、平成7年度が3/4）、府から大阪府社会福祉協議会（以下「社協」という。）に貸し付け、それを社協が対象者に貸し付ける形式を採っている。</p> <p>2 府から社協への貸付状況</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" data-bbox="181 730 973 892"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付額（府 社協）</th> <th>（うち国庫負担分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H6</td> <td>500</td> <td>(333)</td> </tr> <tr> <td>H7</td> <td>1,000</td> <td>(750)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,500</td> <td>(1,083)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 償還金は、償還された翌年度に社協から府に返還されるとともに、国庫負担率で按分した額を府から国へ返還する。</p> <p>(2) 償還免除基準は、国の「生活福祉資金の貸付金償還免除規程」があり、規程に基づき、社協が償還免除を行い、社協から府に返還が行われない場合には、国への返還は行われない。国規程は、社協が借受人等に償還免除を行う際の基準。</p> <p>(3) 当該事業は、平成7年1月に開始され、平成11年度末に廃止している。</p> <p>3 債権回収状況</p> <p>(1) 平成25年3月末における府から社協への貸付残高は総額194百万円、平成24年度における償還額は1.2百万円にとどまる。（過去5年平均の回収実績は年間2.1百万円）</p> <p>(2) 整理対象債権については、現在精査中である。</p> <p>(3) 大阪府新公会計制度では、未回収額のほぼ全額について貸倒引当金を計上済である。</p> <p>4 債権管理の体制</p> <p>(1) 府は、毎年度、貸付債権の状況について社協から報告を受け、適切に債権管理を図るよう指導を実施している。</p> <p>(2) 年に1度の運営費補助金の検査で貸付金の管理状況も確認している（1～2人で1日）。</p>	年度	貸付額（府 社協）	（うち国庫負担分）	H6	500	(333)	H7	1,000	(750)	合計	1,500	(1,083)	<p>1 整理対象債権の特定には至っていない。</p> <p>2 引き続き回収を進めるとともに、回収の見込みが立たない債権については、債権放棄等の処理を計画的に進めるべきであるが、具体的な動きには至っていない。</p>	<p>適正な回収管理に向け、</p> <p>(1) 貸付残高を精査し、整理対象債権の特定を進める</p> <p>(2) 引き続き回収を進めるとともに、回収の見込みが立たない債権については、債権放棄等の処理を計画的に進めることについて、社協との協議が必要である。</p>
年度	貸付額（府 社協）	（うち国庫負担分）												
H6	500	(333)												
H7	1,000	(750)												
合計	1,500	(1,083)												
事務事業を所管する福祉部の見解														
<p>1 従来より、適正な債権管理及び回収に努めてきた。</p> <p>2 今後、直接貸付債権を対象とする「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」の免除基準と国の「生活福祉資金の貸付金償還免除規程」との関係の整理や整理対象債権の確定作業など具体的な取組みを進めてまいりたい。</p>														
委員意見														
<p>回収については社協と協力しながら進めるとともに、回収の見込みが立たない債権については、国の「生活福祉資金の貸付金償還免除規程」と府の債権放棄基準との調整を行い、早期かつ計画的に債権放棄の処理を検討されたい。社協と協議し、整理対象債権を特定するとともに、国とも債権放棄に向けた協議を進められたい。</p>														